

第2回「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」 議事要旨

日 時 : 令和6年12月19日(木) 10:00 ~ 12:00
場 所 : デロイトトーマツコンサルティング合同会社別館(新東京ビル)
 セミナールーム 713LM
出席者 : 廣瀬座長、浦手委員、加藤委員、匂坂委員、佐藤委員、中川委員、
 原田委員(座長以下、五十音順)

概 要

事務局より「第1回検討会における各論点に対する委員の主なご意見」、「関係者ヒアリング」、「自動運転車の安全確保に関する国内・国際の議論について(最近の動向)」及び「論点に関する検討の方向性」を説明後、委員より以下の発言があった。

- 保安基準/ガイドラインの具体化について、まずはガイドラインを具体化していくとの方向性について賛成意見である。本検討会で取りまとめた内容を WP29 のような国際標準に打ち出していくことは、安全だけでなく、今後の技術競争面でも、日本としてしっかりと経済合理性を確保できるところ、是非とも進めていただきたい。個人的な考えではあるが、取りまとめ案には、国際動向にも沿っている SAKURA プロジェクトのようなシナリオを抽出して安全性検証する考え方をベースとして取り入れて欲しい。
- 保安基準/ガイドラインの具体化について、安全性評価の考え方に有能なドライバーモデルを入れるのであれば、それがどの程度のレベルなのかという点を明確化しておくべき。また、そうした考え方は、柔軟性を持たせるという観点で、ガイドラインとして対応するべき。
- アップデートした保安基準/ガイドラインへの適合を求める仕組みの構築について、理想は、常に最新の基準に適合させることだと思うが、現実的には現行の制度と合わせて適合させることが望ましい。
- ガイドラインの具体化について、基本的に道路交通法の遵守は原則であるが、他の交通参加者が道路交通法に違反しているケースでは、自動運転 SWG(※AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方サブワーキンググループ) 報告書の内容にある①「自動運転車は、道路交通法を遵守する」を厳格に適用して実運用を阻害

する形ではなく、より柔軟に対応できるよう、②「自動運転車は、他の交通参加者が道路交通法を遵守する限り、事故を発生させない」、③「自動運転車は、他の交通参加者が道路交通法を遵守しない場合であっても、できる限り事故を発生させない」、④「自動運転車は、他の交通参加者が道路交通法を遵守せず、事故が不可避な場合であっても、できる限り、被害の軽減に努める」の中で読めるような形でとりまとめるのがよいと思う。また、国際基準においても、道路交通法遵守が原則であるが、MRM 時には可能な限りといったようなグラデーションがあるとも理解しており、それらに倣う形で①～④を深めていくと良い。

- アップデートされた保安基準の使用過程車への適用について、適用はしないという前提に立つのではなく、実際に適用となる事例はそれほど多くはないと考えられるが、事務局提案のとおり、仕組みとしては適用を可能とするべき。安全上の問題で改正された保安基準であれば、なおさら使用過程車にも適用されるべきである点は理解可能。ただし、技術的な困難さ等に応じ必要なリードタイムを考慮する必要がある。適用するかどうかの判断基準については、安全上クリティカルな欠陥がある場合には、可能な限り早期に改修することが基本。一方で、サービスの継続性に配慮して猶予期間を与えることは非常に難しいと思っており、安全上の重大性等によっては、改修されるまでは運行停止とすることも視野に入れるべき。
- 保安基準／ガイドラインの具体化について、具体的になるのであれば保安基準でもガイドラインでもどちらでも構わない。
- 国内での技術開発や社会実装のためには早期に保安基準が具体化されることが望まれる一方で、WP29 での国際的な議論との協調への配慮も必要であることから、両者のバランスをとるため、まずはガイドラインを具体化し、その内容を日本の方針として WP29 で提案していくことには賛成である。また、ドライバレス車両の普及を見据え、これまで基準緩和等で対応してきた知見を生かしつつ、保安基準に落とし込んでいくことにも賛同できる。
- 自動運転 SWG（※AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方サブワーキンググループ）報告書に基づく記載部分について、自動運転車は道路交通法を遵守するという点だが、総論としては理想的であるが、これを大原則として例外を認めないことを議論の前提にすべきではないと考える。道路交通法を厳格に守ることによって、実際の交通安全や円滑な交通といったものを妨げてしまう場面が生じるのは恐らく共通認識ではないかと理解している。この点、そうした例外的な場面を認

めていくのか、認めるとしても保安基準や細目告示において明文化すべきか、という点については議論していくことが重要だと思っているため、こういった議論を排除するような形になるのは不相当だと考えているので、留意していただきたい。

- アップデートされた保安基準等の使用過程車への適用について、個別に検討することに賛成である。サービスカーでソフトウェアのみの改修で済む場合には、使用過程車への適用も考えてよいと考える。しかしながら、ソフトウェアのみの改修であっても、技術的困難さは様々であるため、個別に検討されるべきである。個別に検討する際の適用の判断基準については、当初予想していなかった安全性に関するクリティカルな問題が生じた場合には、使用過程車に対しても改正された保安基準等を適用すべきである。しかしながら、一方で、適用する際の技術的困難さは、個々に異なることから、この点も十分に考慮すべきである。

以上